エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり事業実施要領

## 1 目的

この実施要領は、エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり事業費補助金交付要綱(平成26年9月8日付け環廃企発第149082号。以下「要綱」という。)第4条第5項の規定に基づき、事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

#### 2 事業の実施方法等

## (1)補助対象事業の要件

循環資源の循環的利用と低炭素化の両方を実現する先進的なモデル地域を形成するために必要な実現可能性等に係る調査(以下「FS調査」という)又は事業化計画の策定を行う事業であり、事業ごとに以下の全ての要件を満たすものを対象とする。

## ア FS調査を行う事業

- (ア) 自治体が策定(もしくは改訂)した又は策定(もしくは改訂)されることが見 込まれるエコタウン等の計画に基づいた事業計画を策定するものであること
- (イ) 事業を行おうとする地域が、静脈施設が集積した地域であること
- (ウ) 計画している事業内容が、地域の都市計画と整合が図られていること
- (I) 将来的に施設及び設備の整備を伴う事業であること

#### イ 事業化計画の策定を行う事業

- (ア) 事業者が行う事業の事業化を前提とした計画(基本設計調査や事業採算性の評価を含む)を策定する事業であること
- (イ) 事業内容が対象地域内の自治体の定めるエコタウン等の計画に沿うものであり、 また、事業内容を当該自治体に報告済であること
- (ウ) 事業を行おうとする地域が、静脈施設が集積した地域であること
- (I) 計画している事業内容が、地域の都市計画と整合が図られていること
- (オ) 将来的に施設及び設備の整備を伴う事業であること

## (2)補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

- ア 事業に必要な用地の確保に要する経費
- イ 建屋の建設(簡易なものを除く)にかかる経費
- ウ 事業に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- エ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- オ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- カ その他、事業の実施に関連性のない経費

## (3) 二酸化炭素削減量の把握等

## ア FS調査を行う事業

FS調査と連携して将来導入される設備により見込まれる二酸化炭素削減量を算 定すること。

また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供すること。

#### イ 事業化計画の策定を行う事業

策定した事業化計画(以下単に「事業化計画」という。)に基づくそれぞれの設備について、事業化により見込まれる二酸化炭素削減量を算定すること。

また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供すること。

#### (4) FS調査書の提出

以下によりFS調査書を提出すること。

## ア FS調査書の記入事項

- (ア) 調査又は検討結果
- (イ) FS調査結果と連携して将来導入される設備により見込まれる二酸化炭素削減量及びその算定方法
- (ウ) 事業採算性又は光熱費等削減の評価
- (I) FS調査結果と連携して実施する事業の計画の概要及び今後のスケジュール
- (オ) 将来導入する可能性のある設備の基本設計
- (カ) その他FS調査結果と連携して実施する事業に必要な事項

#### イ FS調査書の提出時期

補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までにFS調査書を提出することとする。

## (5)事業化計画書の提出

以下により事業化計画書を提出すること。

#### ア 事業化計画書の記入事項

- (ア) 調査又は検討結果
- (イ) 事業化により見込まれる二酸化炭素削減量及びその算定方法
- (ウ) 事業採算性又は光熱費等削減の評価
- (I) 事業化までのスケジュール
- (オ) 将来導入する可能性のある設備の基本設計
- (カ) その他事業化に必要な事項

# イ 事業化計画書の提出時期

補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで事業化計画書を提出することとする。

## (6) FS調査を行う事業に係る報告書の提出

以下により報告書を提出すること。

ア 中間報告書の記入事項及び提出時期

補助事業者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、 継続しようとする年度の前年度の3月末において見込まれる達成状況及び翌年度 の事業計画について、別途示す様式により環境省が別途指定する日までに提出し、 継続の審査を受けることとする。

## イ 事業報告書の記入事項

(ア) FS調査の活用状況

本報告の対象とする年度におけるFS調査の活用状況を記入すること。特に、FS調査結果を踏まえ、事業を連携して行う事業者が事業化計画を策定した場合は、その計画の概要を記入すること。

## (イ) 二酸化炭素の削減量

削減量

本報告の対象とする年度において、FS調査結果と連携して導入する設備のうち、導入前のものは事業化により見込まれる二酸化炭素の削減量を、導入後のものは稼働した実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入すること。なお、導入後の設備の二酸化炭素削減量を算定した場合は、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。

実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

の削減量が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入すること(実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。)。

#### (ウ) 今後の取組

事業化までのスケジュールにおける進捗状況及び本報告の対象とする年度の 翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入すること。

なお、事業終了年度の翌年度に事後評価を受けるものとし、事後評価結果について、今後の計画に反映させるよう努めること。

#### ウ 事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、FS調査が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

様式については適宜指定する。

## (7)事業化計画の策定を行う事業に係る報告書の提出

以下により報告書を提出すること。

## ア 中間報告書の記入事項及び提出時期

補助事業者は、翌年度も継続して補助事業を実施しようとする場合においては、

継続しようとする年度の前年度の3月末において見込まれる達成状況及び翌年度の事業計画について、別途示す様式により環境省が別途指定する日までに提出し、継続の審査を受けることとする。

#### イ 事業報告書の記入事項

(ア) 事業化計画の活用状況

本報告の対象とする年度における事業化計画の活用状況を記入すること。

(イ) 二酸化炭素の削減量

削減量

本報告の対象とする年度において、事業化計画に基づくそれぞれの設備のうち導入前のものは事業化により見込まれる二酸化炭素の削減量を、導入後のものは稼働した実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入すること。なお、導入後の設備の二酸化炭素削減量を算定した場合は、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。

実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

の削減量が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入すること(実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。)。

## (ウ) 今後の取組

事業化までのスケジュールにおける進捗状況及び本報告の対象とする年度の 翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入すること。

なお、事業終了年度の翌年度に事後評価を受けるものとし、事後評価結果について、今後の計画に反映させるよう努めること。

## ウ 事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、事業化計画が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

様式については適宜指定する。

附則

この実施要領は、平成26年9月8日から施行する。